

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- 2 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう分掌事務に固執することなく各部局間の弾力的な人員運用体制を確立する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及びその他の防災機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互応援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意し、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時には、近隣からの応援を求めることは困難であることが予想されることから、広域的な災害対応体制の整備に努める。
なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防

「災害対策推進計画」に定めるところによる。

第2 市の活動体制

市は、市の区域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は宮古市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

災害対策本部には、本部長を補佐し各部の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、「宮古市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

(2) 災害警戒本部は、県の災害警戒本部及び災害警戒本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

ア 気象業務法施行令第4条に規定する津波注意報が、気象庁予報警報規程別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。

イ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の区域に震度4の地震が発生したとき。

ウ その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき。

② 組織

ア 災害警戒本部の組織は、別表1のとおりである。

イ 災害警戒本部の事務所は、危機管理監危機管理課に置く。

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、別表2のとおりである。

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じて、次の防災活動を実施する。

部	課	担当内容
総務部	契約管財課 税務課	庁舎等被害情報の収集 人的被害情報、住家被害情報の収集
企画部	田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	本部と同等の担当内容とし、各総合事務所内で収集された情報を本部に伝達する。
市民生活部	環境生活課	衛生施設被害情報の収集
保健福祉部	福祉課 こども課	社会福祉施設被害情報の収集 児童施設等被害情報の収集

	介護保険課 健康課	高齢者福祉施設被害情報の収集 医療施設被害情報の収集
産業振興部	産業支援センター 観光課 港湾振興課 農林課 水産課	商業関係被害情報の収集 工業関係被害情報の収集 高圧ガス、火薬類施設、誘致企業等工業関係及び鉱山関係被害報告の収集 観光施設被害情報の収集 港湾関係被害報告の収集 農業施設被害情報の収集 農作物等被害情報の収集 家畜等被害情報の収集 農地及び農業用施設被害情報の収集 林業関係被害情報の収集 水産関係被害情報の収集 漁港施設等被害情報の収集 海岸保全施設被害情報の収集
都市整備部	建設課 都市計画課 建築住宅課	土砂災害等の被害情報の収集 河川、道路、橋梁等の被害情報の収集 交通規制情報の収集 都市施設（下水道施設を除く。）被害情報の収集 市営住宅施設被害情報の収集
上下水道部	経営課 施設課	水道施設被害情報の収集 下水道施設被害情報の収集
教育部	総務課 学校教育課 生涯学習課 文化課	学校被害情報の収集 児童・生徒及び教職員等被害情報の収集 社会教育施設被害情報の収集 社会体育施設被害情報の収集 文化施設被害情報の収集 文化財被害情報の収集

(5) 廃止基準

- ア 災害の発生するおそれなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき。
- イ 宮古市災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び災害対策本部宮古地方支部と

密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

- ア 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する津波警報が、気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。
- イ 気象業務法施行令第5条に規定する地震動特別警報、津波特別警報が気象庁予報警報規程別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。
- ウ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- エ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したとき。
- カ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき。

② 組織

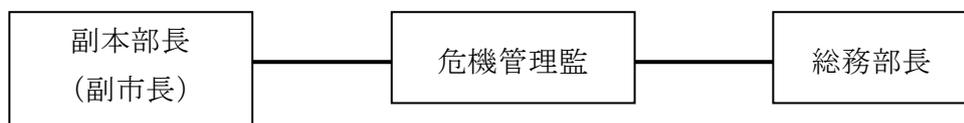
災害対策本部の組織は、別表3のとおりである。

③ 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、別表4のとおりである。ただし、各部班は、本部長の指揮及び部長会議等による調整のもと、弾力的な人員運用を行うものとし、市民の生命・身体の確保に関する対応を中心に、重要な業務に必要な人員を割り当てるものとする。

④ 部長会議

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し、必要な活動について指揮する。なお、市本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。



⑤ 代替施設

市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部

- (ア) 第1順位 宮古消防署
- (イ) 第2順位 総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター
のいずれか又は全部

イ 応急対策要員の活動拠点

宮古消防署、総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター、出張

所等

⑥ 現地災害対策本部

- ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、災害応急対策の指揮、監督及び防災関係機関との連絡調整を行う。
- イ 現地災害対策本部長は、本部長が指名し、現地災害対策本部員は、危機管理監及び総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

⑦ 合同災害対策本部

- ア 合同災害対策本部は、激甚災害が発生し、防災機関が独自に活動するよりも、共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要があるときに設置し、救助等の活動対策の調整を行う。
- イ 合同災害対策本部は、宮古海上保安署、宮古警察署、宮古消防署、自衛隊及びその他の機関をもって組織する。
- ウ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、市本部長（市長）が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

⑧ 廃止基準

- ア 本部長が震災被害の拡大のおそれがないと認め、かつ応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- イ 津波警報が解除され、本部長が災害の発生するおそれがないと認めるとき。又は応急対策がおおむね終了したとき。

⑨ 後発災害

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

⑩ 派遣要請

市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求める。

3 災害対策本部運営班

- (1) 市本部長は、災害対策本部の活動を円滑に行うため、災害対策本部運営班を設置する。
- (2) 災害対策本部運営班は、次のとおり毎年度、各部長が指名する。
 - ① 総合調整班は総務部長及び企画部長
 - ② 情報班は総務部長
 - ③ 広報班は企画部長
 - ④ 連絡班は各部長
- (3) 災害対策本部運営班の分掌事務は次のとおりである。

- ① 総合調整班は、各種情報等の対応について、本部長を補佐し、各部等との総合調整を行う。
 - ② 情報班は、関係機関及び市民等から各種情報を入手し、総合調整班に伝達する。
 - ③ 広報班は、市本部長の指示や災害対応状況等について、各種媒体を通じて情報発信する。
 - ④ 連絡班は、各部長等からの指示等を所属部、課等に伝達するとともに、職員参集状況等を含め、各対応状況について、部長等に報告する。
- (4) 災害対策本部運営班は、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を行う。

4 災害時初動班

- (1) 市本部長は、次の場合、災害時初動班を設置する。
 - ① 夜間、休日の勤務時間外等における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間
 - ② 避難所の開設体制が整うまでの間
- (2) 災害時初動班は、毎年度、危機管理監が指名する。
- (3) 災害時初動班は、初期組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
 - ① 災害対策本部の設置及び運営
 - ② 本部長の指令等の伝達
 - ③ 県及び防災関係機関等との連絡、調整
 - ④ 住民からの要請の処理
 - ⑤ 被害状況等の情報の収集及び県に対する報告
 - ⑥ 住民への災害情報等の伝達
 - ⑦ その他、市本部長が指示した業務
- (4) 災害時初動班は、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は津波注意報もしくは津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。ただし、災害時初動班の参集は安全な経路によるものとし、参集が困難な場合は「第2節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参集する。

5 避難所運営班（第1班）

- (1) 市本部長は、災害発生初期（概ね発災から24時間程度）の避難所の開設及び運営を行うため、避難所運営班（第1班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第1班）の班員は、市職員個人を対象として危機管理監が指名する。

- (3) 避難所運営班（第1班）は、避難所1箇所あたり概ね3名体制とし、避難所近傍に居住するものを指定することを基本とする。
- (4) 避難所運営班（第1班）の所掌事務は、次のとおりである。
 - ① 避難所の開錠及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
 - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
 - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
 - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 避難所運営班（第1班）は、津波注意報もしくは津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- (6) 避難所運営班（第1班）の班員は、安全な参集経路により参集するものとする。ただし、参集が困難な場合は、避難所の管理者や自主防災組織、町内会、自治会等に連絡して避難所の開設に努める。その場合、班員は、「第2節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参集する。
- (7) 災害規模や災害当初の所在場所により避難所運営班（第1班）の班員が避難所に参集できない場合があることから、市は、避難所の開設及び運営を連携して実施することを目的とした「避難所の運営に関する協定」を自主防災組織、町内会、自治会等との間で締結するなどし、迅速な設置に努める。

6 避難所運営班（第2班）

- (1) 市本部長は、地震での被害や津波による避難所の開設及び運営について、全庁を挙げた体制で実施するため、避難所運営班（第2班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第2班）は、災害発生時において、市本部長の指揮のもと、避難所運営班（第1班）の業務を引き継いで（概ね発災から24時間以降）、継続的な避難所開設及び運営にあたるものとする。
- (3) 避難所運営班（第2班）は、市行政組織の部課を対象に市民生活部長が指名する。
- (4) 避難所運営班（第2班）は、避難所運営班（第1班）からの引継時から閉鎖まで設置し、各部班横断的な組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
 - ① 避難所の開錠及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立

- ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
 - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
 - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 災害発生以後であっても、市本部長は、必要に応じて避難所運営班（第2班）を増員することができる。
- (6) 避難所運営班（第2班）の活動の詳細は、市があらかじめ作成する「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。
- (7) 避難所運営班（第1班）を配備できない避難所については、避難所運営班（第2班）が避難所運営班（第1班）の業務を行う。

第3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及びこの計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県本部及び市本部との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 6 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

〔資料編 1-3-1-1：宮古市災害対策本部条例〕

〔資料編 1-3-1-2：宮古市災害警戒本部設置要領〕

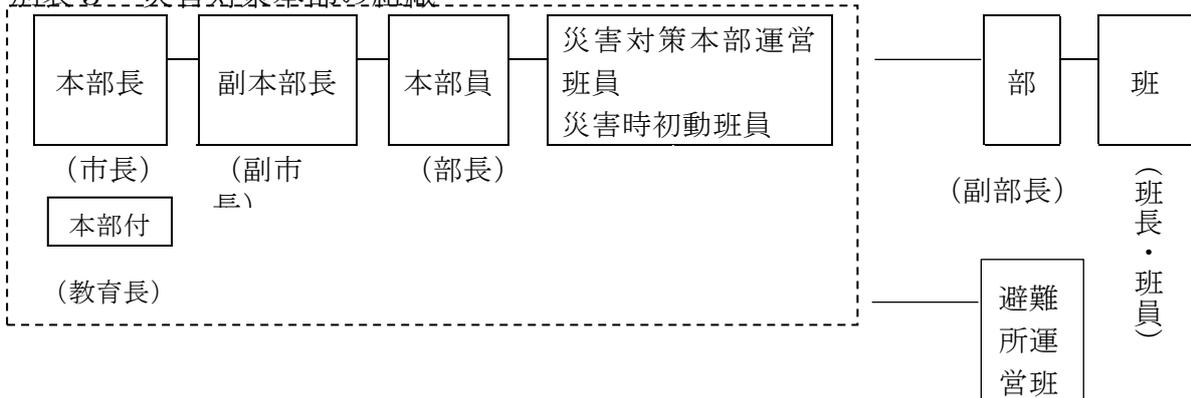
別表1 災害警戒本部の組織

区 分	震度4の地震が発生したとき	津波注意報が発表されたとき
本部長	副市長	
副本部長	危機管理監	
本部員	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所 総合窓口課 水産課 建設課 施設課 教育委員会総務課 教育委員会学校教育課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 総合窓口課員 水産課員 建設課員 施設課員 教育委員会総務課 教育委員会学校教育課 その他本部員が指名する者
避難所 運営班		避難所運営班のうち、津波避難所の開設運営を担当する班員

別表2 災害警戒本部の分掌事務

課名	分掌事務
危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 県及び他の関係機関（報道機関を除く。）に対する市災害状況等の報告に関すること。 4 被害対策の調整に関すること。
消防対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報、津波予報・注意報の収集及び伝達に関すること。 2 災害の拡大防止に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
総務課	危機管理課に対する応援に関すること。
契約管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話交換に関すること。 2 車両の確保及び配車に関すること。
企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報、記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。
総合窓口課	避難所の開設運営に関すること。
水産課	水産関係の被害調査に関すること。
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路、橋梁等の被害調査に関すること。 2 交通の保安、道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関すること。
施設課	水道施設及び下水道施設の被害調査に関すること。
教育委員会 総務課 学校教育課 文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設及び文化財の被害調査に関すること。 2 児童生徒、教員等の被害調査及び安全確保に関すること。 3 避難所になっている学校等の確保に関すること。
田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所管内の被害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害警戒本部との連絡調整に関すること。
避難所運営班	避難所の開設運営に関すること。

別表3 災害対策本部の組織



部	部長	副部長	班	班長
危機管理監	危機管理監	危機管理課長 消防対策課長	防災班 消防班	部長等が指名する者 部長等が指名する者
総務部	総務部長 会計管理者 議会事務局長	総務課長	第1庶務班	部長等が指名する者
		財政課長	財政班	部長等が指名する者
		契約管財課長	契約班	部長等が指名する者
		税務課長	調査班	部長等が指名する者
		会計課長	出納班	部長等が指名する者
企画部	企画部長	議会事務局	協力班	部長等が指名する者
		企画課長	第2庶務班	部長等が指名する者
		公共交通推進課長	第3庶務班	部長等が指名する者
		秘書課長	秘書班	部長等が指名する者
		田老総合事務所長	田老総合事務所班	部長等が指名する者
エネルギー・環境部	エネルギー・環境部長	新里総合事務所長	新里総合事務所班	部長等が指名する者
		川井総合事務所長	川井総合事務所班	部長等が指名する者
エネルギー・環境部	エネルギー・環境部長	エネルギー推進課長	エネルギー班	部長等が指名する者
		環境課長	環境班	部長等が指名する者
市民生活部	市民生活部長	総合窓口課長	第2援護班 出張所班	部長等が指名する者 部長等が指名する者
		生活課長	衛生生活班	部長等が指名する者
保健福祉部	保健福祉部長	福祉課長	第1援護班	部長等が指名する者
		こども課長	第3援護班	部長等が指名する者
		介護保険課長	第4援護班	部長等が指名する者
		健康課長	医療班	部長等が指名する者
産業振興部	産業振興部長	産業支援センター所長	産業支援班	部長等が指名する者
		観光課長	観光班	部長等が指名する者
		港湾振興課長	港湾班	部長等が指名する者
		農林課長	農林班	部長等が指名する者
		水産課長	水産班	部長等が指名する者
都市整備部	都市整備部長	建設課長	第1建設班	部長等が指名する者
		都市計画課長	第2建設班	部長等が指名する者
		建築住宅課長	第3建設班	部長等が指名する者
上下水道部 (兼生活排水課)	上下水道部長 (兼生活排水課長)	経営課長	経営班	部長等が指名する者
		施設課長	施設班	部長等が指名する者
教育部	教育部長	総務課長	第1教育班	部長等が指名する者
		学校教育課長		
		生涯学習課長	第2教育班	部長等が指名する者
		文化課長		

別表4 災害対策本部の分掌事務

(1) 災害発生前

区 分	活 動 項 目	担当部班
1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒態勢の強化	危機管理監 企画部
2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備	危機管理監 保健福祉部
3 公安警備対策	避難指示及び避難誘導の準備	危機管理監
4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 企画部、市民生活部及び保健福祉部等各班の活動開始準備	危機管理監 企画部 市民生活部 保健福祉部
5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）	危機管理監 総務部 企画部

(2) 災害発生後

部名	班 名	分 掌 事 務	根拠法令
危機管理監	防災班 (危機管理課)	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 職員の非常招集及び配備体制に関すること。 4 関係機関に対する被害状況等の報告に関すること。 5 非常通信に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく従事命令等に関すること。 8 本部の庶務に関すること。 9 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 10 関係機関、団体に対する応援要請等に関すること。 11 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること。 12 罹災証明書等の交付に係る連絡調整に関すること。 13 防災機関との連絡調整に関すること。 14 部内各班の連絡調整に関すること。 15 防災会議に関すること。	基 23 条 基 51 条 基 53 条 基 57 条 基 63 条 基 65 条 自 83 条

	消防班 (消防対策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 予報及び警報の伝達に関する事 3 消防活動及び水防活動に関する事 4 被害の拡大防止に関する事 5 避難立退きの指示及び誘導に関する事 6 救助活動に関する事 7 行方不明者の捜索、手配及び遺体の収容に関する事 8 被災地の秩序維持に関する事 9 危険物の保安に関する事 10 部内他班に対する応援に関する事 	<p>基 56 条 基 58 条 基 59 条 基 60 条</p>
総 務 部	第 1 庶務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災班に対する応援に関する事 2 災害時における職員の動員及び調整に関する事 3 県知事から委任された従事命令に関する事 4 市議会に関する事 5 部内各班の連絡調整に関する事 	<p>基 71 条</p>
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策予算の調整に関する事 2 災害基金に関する事 3 財政金融措置に関する事 4 応急公用負担に関する事 5 損失補償、損害補償等に関する事 6 緊急救助費用の経理に関する事 7 部内他班に対する応援に関する事 	<p>基 101 条 基 64 条 基 82、84 条</p>
	契約班 (契約管財課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係物品の購入、受払いに関する事 2 応急対策の請負契約に関する事 3 緊急輸送車両の確保及び配車に関する事 4 輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関する事 5 職員、被災者、物資等の輸送に関する事 6 輸送機関との連絡調整に関する事 7 燃料の確保に関する事 8 本部の電話交換に関する事 9 市有財産等の貸与、使用に関する事 10 他部に属さない市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 11 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関する事 12 部内他班に対する応援に関する事 	
	調査班 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害調査、り災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事 2 被災納税者の取扱いに関する事 3 部内他班に対する応援に関する事 	
	出納班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計に関する事 2 義援金の出納及び保管に関する事 3 災害見舞金等の出納保管に関する事 4 部内他班に対する応援に関する事 	

	協力班 (議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、市有施設)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の集結場所の設置及び運営の協力に関する事 2 他市町村等からの応援隊及びボランティアの受け入れ場所の設置及び運営の協力に関する事。 3 他班に対する応援に関する事。 <p>※班内の総合調整は議会事務局が行う。</p>	
企 画 部	第2庶務班 (企画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災班に対する応援に関する事。 2 災害関係来市者の受付及び宿泊の手配に関する事。 3 渉外要望に関する事。 4 海外からの支援の受け入れに関する事。 5 部内他班に対する応援に関する事。 6 避難所への情報提供に関する事。 7 災害広報、記録に関する事。 8 報道機関に関する事。 	
	第3庶務班 (公共交通推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班に対する応援に関する事。 2 防災班に対する応援に関する事。 	
	秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 記者会見に関する事。 2 部内他班に対する応援に関する事。 3 防災班に対する応援に関する事。 	
	田老総合 事務所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所管内の災害対策全般に関する事。 2 情報の収集及び報告に関する事。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関する事。 <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
	新里総合 事務所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所管内の災害対策全般に関する事。 2 情報の収集及び報告に関する事。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関する事。 <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
	川井総合 事務所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所管内の災害対策全般に関する事。 2 情報の収集及び報告に関する事。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関する事。 <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 部	エネルギー班 (エネルギー推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班に対する応援に関する事。 2 防災班に対する応援に関する事。 	
	環境班 (環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班に対する応援に関する事。 2 防災班に対する応援に関する事。 	

市	第2援護班 (総合窓口課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置運営に関する事。 2 避難民の収容に関する事。 3 避難施設関係者との連絡調整に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 	
	出張所班 (各出張所)	情報の収集及び報告に関する事。	
民生	衛生生活班 (環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃及び消毒に関する事。 2 し尿及び廃棄物の処理の調整に関する事。 3 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体の処理に対する協力に関する事。 4 衛生施設等の被害調査に関する事。 5 物資及び食料の供給に関する事。 6 炊き出しの手配及び給食に関する事。 7 日本赤十字社、その他社会事業団体との連絡に関する事。 8 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関する事。 9 り災者の相談に関する事。 10 義援物資及び義援金受け付け及び配分に関する事。 11 被災者台帳システムに関する事。 	基50条
活部			救23条
保健福祉部	第1援護班 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用手続きに関する事。 2 生活保護世帯、社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 障がい者の救護に関する事。 4 災害救助法に基づく給貸与物資及び生業資金に関する事。 5 その他厚生、救援に関する事。 6 部内各班の連絡調整に関する事。 	救2条 救23条
	第3援護班 (こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、母子世帯の応急対策に関する事。 2 臨時託児所の設置に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 	
	第4援護班 (介護保険課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 高齢者等要援護者の救護に関する事。 3 その他厚生、救援に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。 	
	医療班 (健康課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査に関する事。 2 医療、助産に関する事。 3 感染症予防及び対策に関する事。 4 医療機関及び医療関係者の動員に関する事。 5 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関する事。 6 医療救護班の編成及び活動に関する事。 7 救護所の設置に関する事。 8 医療施設等の被害調査に関する事。 9 傷病者の搬送に関する事。 10 被災者のこころのケアに関する事 11 避難者の健康管理に関する事 	

産業 振興 部	産業支援班 (産業支援センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 商業団体等との連絡調整に関すること。 3 被災事業者の災害融資に関すること。 4 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 工業団体等との連絡調整に関すること。 6 労働力の確保に係る連絡調整に関すること。 7 労務者及び技術者の協力に関すること。 8 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関すること。 9 被災工業者の災害融資に関すること。 10 部内各班の連絡調整に関すること。 11 部内他班に対する応援に関すること。 	
	観光班 (観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客の援護に関すること。 2 自然公園及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 他市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。 	
	港湾班 (企業立地港湾課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の被害調査に関すること 2 部内他班に対する応援に関すること。 	
	農林班 (農林課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産物、農地、農業用施設、土地改良施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 3 被災農家等の災害融資に関すること。 4 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災林家等の災害融資に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。 	
	水産班 (水産課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 在港中の漁船等の対策に関すること。 4 被災漁家の災害融資に関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。 	
都市 整備 部	第1建設班 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁、水ひ門等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 地すべり等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急復旧用建築資材の確保に関すること。 4 通行の禁止及び制限等交通の規制に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 7 部内他班に対する応援に関すること。 	
	第2建設班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設等被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。 	

	第3建設班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関する事。 3 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関する事。 4 応急仮設住宅等への入居等に関する事。 5 応急危険度判定士の派遣要請に関する事。 6 部内他班に対する応援に関する事。 	
(兼生活排水課) 上下水道部	施設班 (施設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関する事。 3 水道施設の復旧に係る資機材の確保及び斡旋に関する事。 	
	経営班 (経営課)	<ol style="list-style-type: none"> 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 部内他班に対する応援に関する事。 	
教 育 部	第1教育班 (総務課) (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。) 3 教育関係団体との連絡調整に関する事。 4 学校給食の応急対策に関する事。 5 学校給食センターによる炊き出しに関する事。 6 部内各班の連絡調整に関する事。 7 児童、生徒及び教職員の被害調査に関する事。 8 学校に対する連絡及び指示に関する事。 9 児童、生徒の避難救助に関する事。 10 り災児童及び生徒に対する応急教育に関する事。 11 学用品の調達及び支給に関する事。 12 教員の非常招集及び配置に関する事。 13 部内他班に対する応援に関する事。 	基 50 条 救 23 条
	第2教育班 (生涯学習課) (文化課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。) 3 社会教育関係団体及び社会体育関係団体との連絡調整に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。 5 文化財、文化施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 6 部内他班に対する応援に関する事。 	

(凡例) 基・・・災害対策基本法 自・・・自衛隊法 救・・・災害救助法

第2節 職員の動員計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、職員の動員体制について、安全の確保に十分に配慮しつつ計画を定める。

第2 配備体制

市本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		動員範囲	配備時期 (地震・津波災害対策編第3章第1節)	
災害警戒本部		災害警戒本部の職員	ア	岩手県津波予報区に津波注意報が発表されたとき
			イ	宮古市の区域に震度4の地震が発生したとき
災害対策本部	1号非常配備	1号非常配備該当職員	ア	岩手県津波予報区に津波警報が発表されたとき
			イ	宮古市の区域に震度5弱の地震が発生したとき
			ウ	相当規模の災害が発生したとき
	2号非常配備	2号非常配備該当職員	ア	岩手県津波予報区に大津波警報が発表されたとき
			イ	宮古市の区域に震度5強以上の地震が発生したとき
			ウ	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
エ	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合			

備考 1 1号非常配備該当職員……各課長等が指名する職員

2 2号非常配備該当職員……全職員

第3 動員体制の整備

1 非常招集計画

各部長は、次の事項を内容とした各部ごとの職員の非常招集計画を毎年作成し、総務部長、危機管理監に提出するとともに、部員に周知徹底しておく。

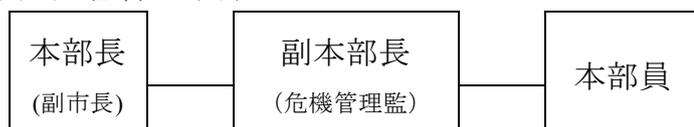
- (1) 非常招集の系統及び配備体制
- (2) 非常招集通知の方法
- (3) 職員ごとの参集所要時間及び参集方法

- (4) 参集場所
- (5) 非常招集事務担当者
- (6) その他必要な事項

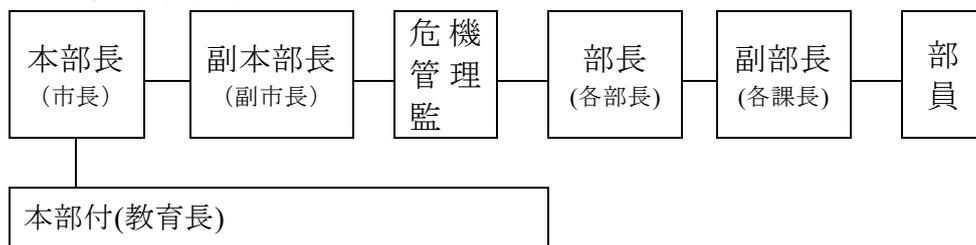
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	電話、庁内放送、防災行政無線等
勤務時間外	電話、防災行政無線等 (ただし、自主参集を基本とする。)

4 参集場所

地震発生及び津波注意報・警報発表の場合の参集場所（避難所運営班員を除く）は、勤務する庁舎とする。なお、市役所本庁に参集する場合の災害警戒・対策本部員（運営班含む）の駐車場は、本庁前とし、その他の職員は第一中学校校庭内西側とする。

5 参集方法

- (1) 参集方法は、極力、徒歩、自転車、バイクを用いるものとし、自動車の使用は、遠方等で他の手段がない場合に限るものとする。
- (2) 津波警報の発令時においては、沿岸部等津波浸水が想定される経路を用いないものとし、各職員はあらかじめ安全な参集経路を設定しておくものとする。

6 自主参集

各配備指令の対象となる職員は、震度5弱以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、配備指令を待たずに、所定の参集場所に参集する。

7 所定の参集場所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情（浸水区域の通過等）により、所定の参集場所に参集でき

ないときは、所属公所の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄り総合事務所及び支所、公民館その他の市の公所に参集する。

- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をつとりまとめの上、速やかに市本部長（各部長）に報告する。
- (3) 参集先の公所の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。
- 3 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されることに配慮する。また、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮する。
- 4 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置について配慮する。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市 本 部 長	津波警報等の周知
県 本 部 長	津波警報等の市町村等に対する伝達
第二管区海上保安本部 （宮古海上保安署）	津波警報等の船舶への周知
東北地方整備局 （三陸国道事務所）	津波警報等の道路利用者への周知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	津波警報等の市に対する伝達
気 象 庁 （盛岡地方気象台）	1 津波警報等の発表 2 上記の警報等の関係機関に対する通知
各 放 送 局	津波警報等の放送

（市本部の担当）

部	班	担当業務
危機管理監	防災班、消防班	津波警報等の周知
企画部	各総合事務所班	

第3 実施要領

1 津波警報等の種類及び伝達

(1) 地震動の警報及び地震情報の種類

① 緊急地震速報（警報）

ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と

予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。

イ 震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

ウ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測地点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

② 地震情報の種類と内容

市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種 類	発表基準	内 容
地震に関する情報	震度速報	・震度3以上。 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

③ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測 <p>（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</p>	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の</p>

	が発生	地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある。）
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況をりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(2) 津波警報等の種類

① 津波警報等の種類と内容

ア 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め発表する。

イ 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

ウ 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

エ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

オ 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合においては、その後の情報として、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿
		10m (5m<予想高さ≤10m)		

	高いところで3mを超える場合	5m (3m<予想高さ≤5m)		岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注)・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。	<ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）。	<ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）。	<ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。	

（※1）・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2)・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階での数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測地についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。
- ・最大波の観測値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)は以下のとおり。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・沿岸からの距離が100kmを超える沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は以下のとおり。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸から近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」で発表

津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表
------------	------------	---------------

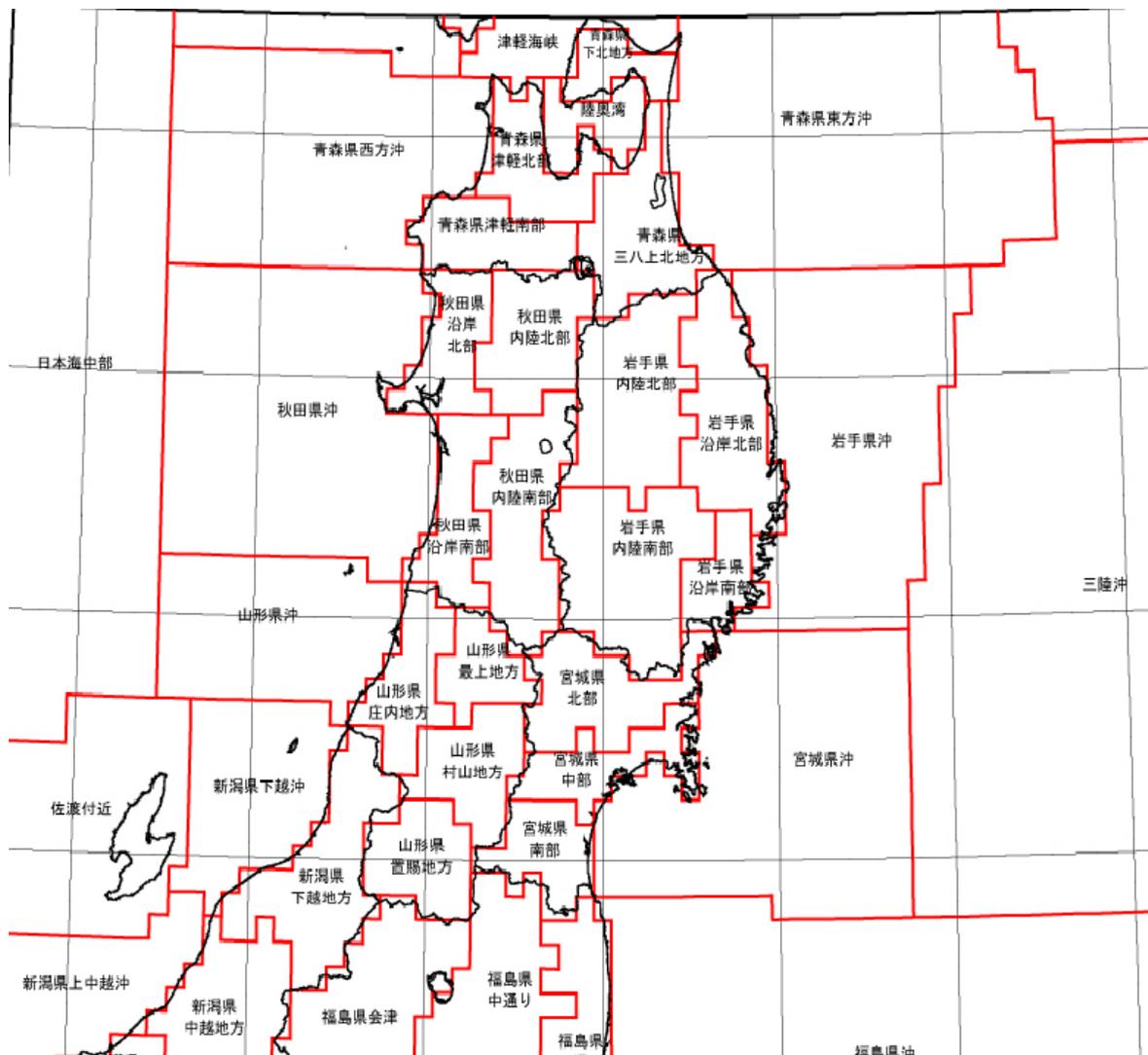
③ 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

② 情報に用いる震央地名

地震情報に用いる東北地方の震央地名は、次のとおりである。



(4) 伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の区分	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁本庁等	津波警報等伝達系統図(別図1)のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図(別図2)のとおり。

(5) 市の措置

- ① 市本部長は、津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- ② 市本部長は、大津波警報(津波特別警報)を受領した場合は、直ちに、

その内容を住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

- ③ 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ④ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、関係機関との連絡を密にするなど、的確な状況の把握に努める。
- ⑤ 市本部長は、住民等に対する津波警報等の伝達手段を確保する。
- ⑥ 津波警報等は、あらゆる伝達手段を用いて、市民に迅速に広報を図るものとし、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	オ 防災ラジオ
イ 電話及びFAX	カ 携帯端末の緊急速報メール機能
ウ 広報車	キ ソーシャルメディア
エ サイレン及び警鐘	ク 自主防災組織等の広報活動

- ⑦ 防災行政無線による津波警報等の伝達に際しては、必要な場合、市民の『逃げなければいけない』という意識を喚起するため、命令口調を用いるものとする。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- ① 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長等の通報先

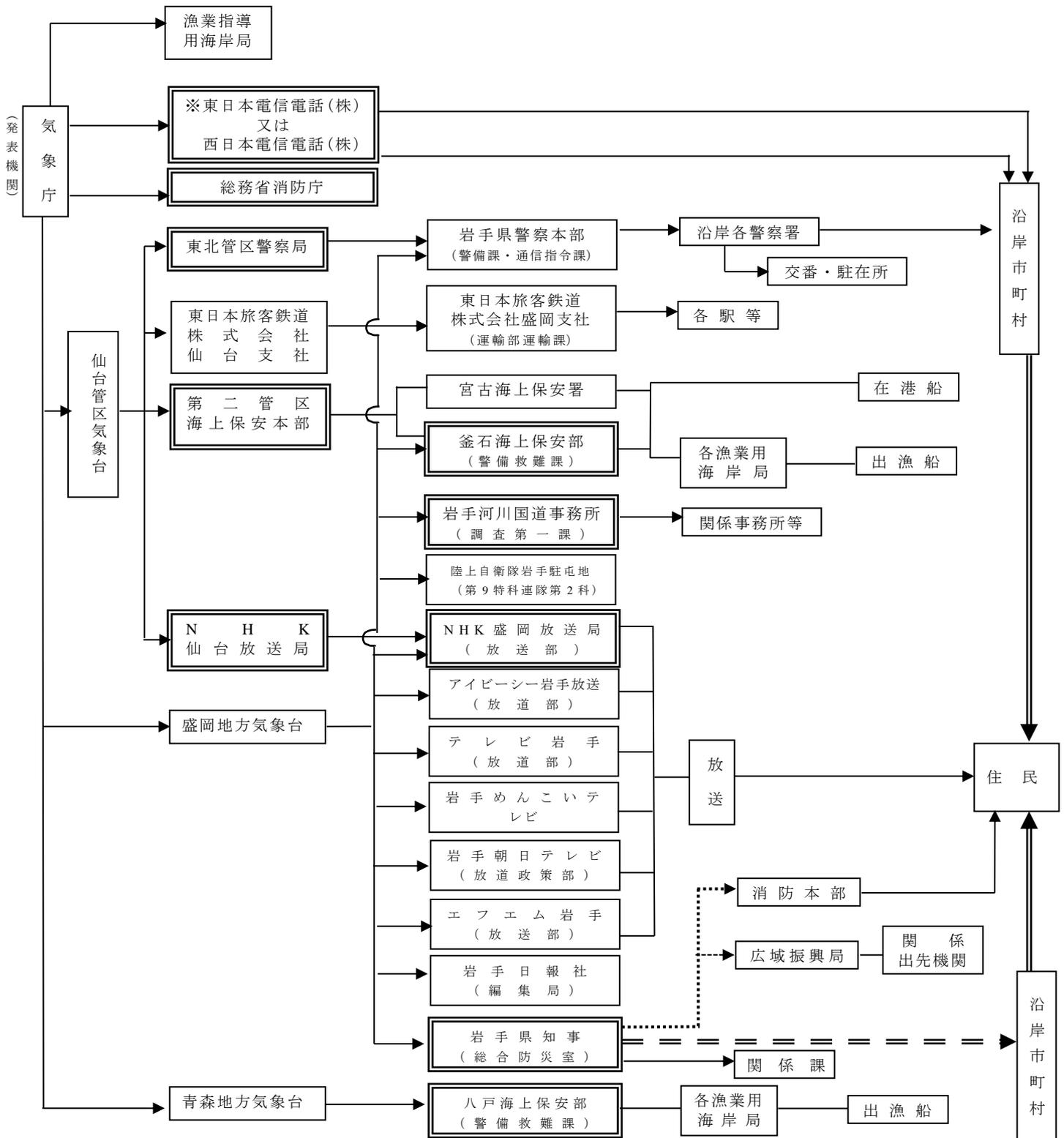
通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

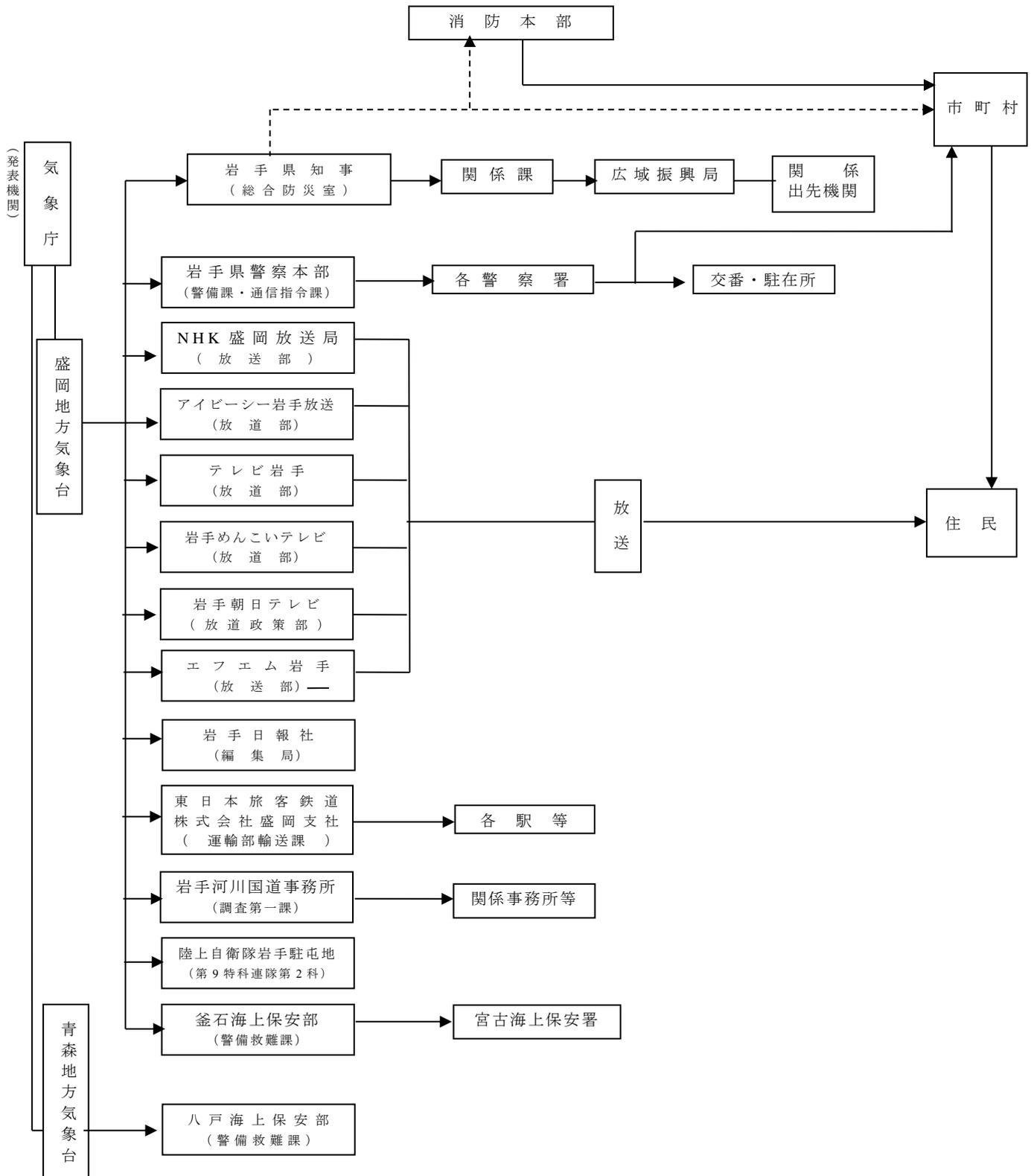
区 分	異 常 現 象 の 内 容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図1 津波警報等伝達系統図



- (注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ
- 2 -----線及び■■■■■線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 4 二重線の経路（-----線及び■■■■■線、———線）は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

別図2 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) -----は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

第4節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
【本編・第3章・第4節・第2・1 参照】
- 2 通信施設の利用
【本編・第3章・第4節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第4節・第2・3 参照】

第5節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関

【本編・第3章・第5節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

- (1) 各災害情報ごとの収集及び報告に係る責任者は、前項に示した担当部の部長とし、各部長は、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 災害情報の総括責任者は危機管理監とし、災害情報の収集、総括及び報告の実務は防災班が行う。
- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援期間	カ その他参考事項

- (5) 市本部長は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づく災害情報の報告については、消防組織法第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う（県に報告ができない場合にあつて、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）。
- (6) 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- (7) 市本部長は、市の区域内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速

に報告する。

- (8) 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。
- (9) 市本部長、消防機関の長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁長官及び県本部長に報告する。
- (10) 市本部長、消防機関の長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも原則として30分以内に報告する。
- (11) 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (12) 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ③ 災害応急対策に必要な災害情報は、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
 - ④ 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。
- (13) 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
- (14) 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第5節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

【本編・第3章・第5節・第3・4 参照】

第6節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についてへの配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関

実施機関	広報広聴活動の内容
市 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市本部長が実施した避難指示等 4 医療所、避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

	6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
宮古海上保安署	1 津波警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 津波警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社 岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 津波警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生情報及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況
三陸鉄道(株)	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 宮古エフエム放送(株)	1 津波警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

(株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	
岩手県北自動車 (株)宮古営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機 管理監	防災班 消防班	防災行政無線、広報車（消防車両等）による周知に関する こと。
企画部	第2庶務班	ホームページ、広報誌による周知に関する こと。 報道機関に関する こと。
市民 生活部	第2援護班	市民相談窓口の設置及び運営
	衛生生活班	り災者の相談に関する こと。

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

【本編・第3章・第6節・第3・1(1) 参照】

(2) 広報資料の提供

【本編・第3章・第6節・第3・1(2) 参照】

(3) 市民に対する広報

① 広報の内容

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 避難指示の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給

- ク 安否情報
- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受付
- サ 各災害応急対策の実施状況
- シ その他生活関連情報

② 広報の方法

災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努めるほか、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、広報誌、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(4) 報道機関への発表

【本編・第3章・第6節・第3・1(4) 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】

第7節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路等を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に啓開実施・道路等応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。また、避難所等へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 5 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 6 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 7 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

※啓開 機雷・沈船・防材などの障害を取り除いて水路を切り開くこと。(広辞苑)

第2 実施機関

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立

【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】

- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】
- 4 道路啓開等
【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第7節・第3・5 参照】
- 6 災害時における車両の移動
【本編・第3章・第7節・第3・6 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第7節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第7節・第4・2 参照】
- 3 海上輸送
【本編・第3章・第7節・第4・3 参照】
- 4 航空輸送
【本編・第3章・第7節・第4・4 参照】

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関

【本編・第3章・第8節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
 - (1) 応急活動体制の確立
【本編・第3章・第8節・第3・2(1) 参照】
 - (2) 火災防ぎょ活動
【本編・第3章・第6節・第3・2(2) 参照】
 - (3) 救急・救助活動
【本編・第3章・第6節・第3・2(3) 参照】
 - (4) 避難対策活動
【本編・第3章・第6節・第3・2(4) 参照】
 - (5) 情報収集・広報活動
【本編・第3章・第6節・第3・2(5) 参照】

(6) 消防警戒区域等の設定

【本編・第3章・第6節・第3・2(6) 参照】

(7) 措置命令

【本編・第3章・第6節・第3・2(7) 参照】

3 緊急消防援助隊

【本編・第3章・第8節・第3・3 参照】

4 県本部長の措置

【本編・第3章・第8節・第3・4 参照】

第9節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 洪水、高潮及び津波による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧
東北地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動等

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖
	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 上記1及び2に係る消防団出動命令等
都市整備部	第1建設班	所管する河川等の監視及び警戒 所管する水門等の応急復旧
産業振興部	水産班	所管する堤防等の応急復旧

第3 実施要領

洪水、高潮及び津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「宮古市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

1 監視、警戒活動

市本部長は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに河川、海岸、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の警戒にあたる。また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

2 水門等の操作

- (1) 市本部長は、震度4以上の地震が発生した場合並びに大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 水門等の操作者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われないう場合においては、県本部宮古地方支部土木班長等に応援を要請する。
- (3) 市本部長は、水門等の操作者の安全確保のため、あらかじめ定めた安全確保策に従い、水門等の操作者に対し、操作の途中であっても、津波到達予測時刻の10分前までに高台等に避難が完了しているよう命じる。

3 浸水対策用資機材の確保

市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、浸水対策用資機材等の確保を図る。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

- ア 各管理者は、地震により、堤防等が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するために防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 危機管理監は、必要な浸水対策活動の実施ができない場合又は浸水対策用資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。

- (2) 市本部長は、市本部独自では浸水対策活動の実施又は浸水対策用資機材の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (3) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

第10節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、県内の市町村と災害時における相互応援協力を行う。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 市及びその他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 県内市町村の相互協力
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 県に対する応援要請
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 団体等との協力
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 関係機関及び民間企業等との協力体制の整備
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 経費の負担方法
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては、自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。また、緊急時に、円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る。

第2 実施機関

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】
- 2 災害派遣命令者
【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手続
【本編・第3章・第11節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受入れ
【本編・第3章・第11節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第11節・第3・6 参照】
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第3章・第11節・第3・7 参照】

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等、その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】
- 4 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第12節・第3・4 参照】

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

1 義援物資及び義援金の受付け及び配分

【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第13節・第3・2 参照】

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関

【本編・第3章・第14節・第2 参照】

第3 実施要領

1 法の適用基準

【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】

2 法適用の手続

- (1) 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちに、その旨を宮古地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第5節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。
- (3) 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

3 救助の実施

【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第14節・第4 参照】

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 市は、震災発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ効率的・効果的に防災活動を行うことを目的に、避難指示及び屋内安全確保の指示（以下本節中「避難指示等」という。）を行う。
- 2 市は、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難指示等を迅速・確実に伝達する体制整備を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 3 市及び救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 4 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 5 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関

- 1 避難指示等
【本編・第3章・第15節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第15節・第2・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第15節・第2・3 参照】
- 4 指定避難所の設置及び運営
【本編・第3章・第15節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令基準及び報告

市本部長は、次の場合において避難指示等を発令する。

① 津波避難の一般的基準

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報のいずれが発表された場合で

あっても、危険な区域から一刻も早く避難する必要があることから、区域を定め避難指示等を発令するものとする。

宮古市における発令基準は当面、次のとおりとする。

(避難指示)の標準的発令基準)

種別	巨大地震の場合の発表	避難指示の発令範囲
津波注意報		堤防又は海岸から海側の区域
津波警報	高い	東日本大震災による浸水端部から標高でプラス5mの範囲
大津波警報	巨大	

※県による浸水想定地域の公表前においては、東日本大震災による浸水地域と読み替えるものとする。

イ 震度4以上の地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

ウ その他、住民の生命及び身体を災害から守るために必要と認められるとき。

エ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保を指示することができる。

オ 県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

② 周知と避難指示等

地震に起因した火災が延焼火災に発展するなど、災害が拡大し避難を要する可能性があると思込まれるときは、当該地域の住民に対して災害の状況や避難方法等を周知した上で、避難に要する時間を勘案し、避難指示等を発令する。

④ 避難指示等の時期及び報告

ア 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の避難指示等の発令者（以下、本節中「発令者」という。）は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

イ 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

ウ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難指示等の内容

発令者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び	キ 避難経路
ウ 避難指示等の理由	とるべき行動	ク その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

① 市民等への周知

ア 実施責任者は、避難指示等の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティーFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、市民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

イ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

ウ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

エ 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

オ 遠地地震による津波発生等の緊急を要しない場合は、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

カ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考		
	鐘 音		サイレン					
火 災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	近火信号をもって避難信号とする。
水 災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	水防法に基づく避難信号
津 波	津波注意	(3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒	2秒	10秒	2秒	10秒	予報警報標識規則に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする
	津 波	(2点) ○-○ ○-○	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	
	大津波	(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	

② 関係機関相互の連絡

発令者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

ア 避難指示等を行った者	エ 避難先
イ 避難対象地域	オ 避難指示等の発令時刻
ウ 避難指示等の理由	カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第60条第4項
水防管理者	宮古警察署長	水防法第29条
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第61条第3項
自衛官	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

- ① 住民は、津波警報の発表及び各種災害の発生等により、市本部長から避難指示等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料 1-3-15-1 に定める避難場所に避難する。
- ② 避難の手段は、原則として徒歩とする。
- ③ 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ④ 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。
- ⑤ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、予め定めた避難計画に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ① 市民は、自らの避難場所、避難所を知っておくこととし、避難経路を定めておかなければならない。
- ② 市本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮し、また、外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。これと同時に、災害時要援護者が自ら、避難場所、避難所、避難経路の把握に努めるものとする。
- ③ 消防団、自主防災組織、施設又は事業所の自衛消防組織等は、あらかじめ定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ④ 市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- ⑤ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。ただし、消防団員等は、消防団活動マニュアルに従い、津波到達予測時刻の10分前までに高台等に避難が完了しているものとする。

ア 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の児童、生徒、患

者、入所者等の避難

イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

⑥ 危機管理監は、避難者の誘導、輸送等に当たって、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。

⑦ 市本部長は、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(6) 避難者の確認等

市本部長、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。なお、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

① 避難場所・避難所

ア 避難した住民等の確認

イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

② 避難対象地域

ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

避難場所に通じる道路には、誘導標識等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、冬期においては除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるなど、安全性を確保する。

(8) 避難に関する広報活動

市本部長は、次の事項及び防災意識の啓発について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

ア 避難指示等の伝達方法

ウ 避難所等

イ 避難の方法

(9) 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の避難計画

① 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を策定する。

② 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

(10) 避難支援従事者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた避難計画、活動マニュアル等に従い、避

難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- ① 市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域（資料1-1-6-1）を警戒区域に設定し、避難指示の対象とする。
- ② 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下、本節中「設定権者」という。）は、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 警戒区域設定を行った者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- ③ 設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 市民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティーFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、市民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等により現地に警戒区域を明示する。

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

（法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第63条第1項
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市本部長	災害対策基本法第63条第3項
県本部長	市本部長	災害対策基本法施行令第30条第3項

3 救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

- 4 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】
- 5 避難所以外の在宅避難者に対する支援
【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】
- 6 市民等に対する情報等の提供体制
【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】
- 7 広域避難
【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】
- 8 広域一時滞在
【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム(以下、本節中「岩手DMA T」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMA T等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院の防災能力の向上を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム(以下、本節中「岩手DPAT」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 7 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 8 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行う。
- 9 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 10 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師会班の編成
【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】
- 2 現場医療救護所及び救護所の設置
【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】
- 3 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師会班及びDMATの活動
【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】
- 4 岩手DPATの活動
【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】
- 5 医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】

第4 後方医療活動

- 1 災害拠点病院の活動
【本編・第3章・第16節・第4・1 参照】
- 2 医療機関の防災能力の向上
【本編・第3章・第16節・第4・2 参照】
- 3 災害拠点病院以外の医療機関の活動
【本編・第3章・第16節・第4・3 参照】

第5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続
【本編・第3章・第16節・第5・1 参照】
- 2 傷病者の搬送体制の整備
【本編・第3章・第16節・第5・2 参照】

第6 個別疾患への対応体制

【本編・第3章・第16節・第6 参照】

第7 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第16節・第7 参照】

第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産

【本編・第3章・第16節・第8 参照】

第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第16節・第9 参照】

医療・精神医療・保健活動の情報連絡系統図

【本編・第3章・第16節・図 参照】

第17節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られるよう体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】
- 2 物資の種類
【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】
- 6 物資の需給調整
【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】
- 7 災害救助法が適用された場合の物資の給与又は貸与
【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】

第18節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第18節・第3・4 参照】

5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

6 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第18節・第3・6 参照】

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】
- 2 住宅の応急修理
【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】
- 3 公営住宅への入居のあっせん
【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】
- 4 被災者に対する住宅情報の提供
【本編・第3章・第19節・第3・4 参照】
- 5 被災建築物の応急危険度判定
【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】
- 6 被災宅地の危険度判定
【本編・第3章・第19節・第3・6 参照】

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

2 感染症予防用資機材の調達

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 感染症情報の収集及び広報

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

4 感染症予防活動の実施

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

5 実施方法

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の市町村等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、漁港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】
- 3 障害物除去
【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】
- 4 建築物等の解体等による石綿の飛散防止
【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】

第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 身元不明遺体への対応

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 遺体の処理

【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】

5 遺体の埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・5 参照】

6 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

【本編・第3章・第22節・第3・6 参照】

7 災害救助法が適用された場合の死体の捜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・7 参照】

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

第3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

3 要員の従事命令等

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

4 防災関係機関相互の要員の調整

【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】

5 災害救助法が適用された場合の要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
【本編・第3章・第24節・第3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第3章・第24節・第3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第3章・第24節・第3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第3章・第24節・第3・4 参照】
- 5 学校納付金等の減免
【本編・第3章・第24節・第3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第3章・第24節・第3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第3章・第24節・第3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第3章・第24節・第3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第3章・第24節・第3・9 参照】

第25節 公共土木施設応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関

- 1 道路施設
【本編・第3章・第26節・第2・1 参照】
- 2 河川管理施設
【本編・第3章・第26節・第2・2 参照】
- 3 海岸保全施設
【本編・第3章・第26節・第2・3 参照】
- 4 砂防等施設
【本編・第3章・第26節・第2・4 参照】
- 5 港湾施設・漁港施設
【本編・第3章・第26節・第2・5 参照】
- 6 鉄道施設
【本編・第3章・第26節・第2・6 参照】

第3 実施要領

- 1 共通事項
【本編・第3章・第26節・第3・1 参照】
- 2 個別事項
【本編・第3章・第26節・第3・2 参照】

第26節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GIS の活用による情報提供に努める。

第2 実施機関

- 1 電力施設
【本編・第3章・第27節・第2・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】
- 3 上下水道施設
【本編・第3章・第27節・第2・3 参照】
- 4 電気通信施設
【本編・第3章・第27節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第3章・第27節・第3・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第3章・第27節・第3・3 参照】

4 下水道施設

【本編・第3章・第27節・第3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第3章・第27節・第3・5 参照】

第27節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を県本部長に依頼する。

第2 石油類等危険物

- 1 実施機関
【本編・第3章・第28節・第2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第28節・第2・2 参照】

第3 火薬類

- 1 実施機関
【本編・第3章・第28節・第3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第28節・第3・2 参照】

第4 高圧ガス

- 1 実施機関
【本編・第3章・第28節・第4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第28節・第4・2 参照】

第5 毒物・劇物

- 1 実施機関
【本編・第3章・第28節・第5・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第28節・第5・2 参照】

第28節 防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 1 県は、震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。
- 2 市本部長及び消防機関の長は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入れ体制を整備するとともに、応急対策活動に対する支援を行う。

第2 実施機関

【本編・第3章・第32節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 活動体制
【本編・第3章・第32節・第3・1 参照】
- 2 活動要件
【本編・第3章・第32節・第3・2 参照】
- 3 活動内容
【本編・第3章・第32節・第3・3 参照】
- 4 応援要請
【本編・第3章・第32節・第3・4 参照】
- 5 受入体制
【本編・第3章・第32節・第3・5 参照】